

国立大学法人和歌山大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

① 役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	千円	千円	千円	就任	退任
法人の長	17,884	12,828	4,410	385 262 (調整手当) (通勤手当)		
理事 (3 ¹¹ / ₁₂ 人)	53,520	37,115	13,854	1,633 918 (調整手当) (通勤手当)	3月14日2名	1月31日1名 2月15日1名 3月31日1名
理事 (非常勤) (0人)	0	0	0	0 ()		
監事 (1人)	13,354	10,116	2,731	303 204 (調整手当) (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	888	888	0	0 ()		

注1:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:年度途中で就任及び退任した理事については、1月を $\frac{1}{12}$ 人と換算して記載した。

② 役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

II 職員給与について

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	445	45.9	8,045	5,818	167	2,227
事務・技術	111	42.6	5,750	4,212	123	1,538
教育職種 (大学教員等)	264	47.6	9,203	6,606	211	2,597
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	4	49.5	4,932	3,623	121	1,309
教育職種 (附属高校教員)	23	44.2	7,805	5,740	53	2,065
教育職種 (附属義務教育学校教員)	39	43.8	7,430	5,491	79	1,939
その他医療職種 (医療技術職員)	2					
その他医療職種 (看護師)	2					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	3	45.8	8,563	6,099	82	2,464
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員等)	1					
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	該当者なし					
教育職種 (外国人教師等)	2					
再任用職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員等)	該当者なし					
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					
教育職種 (大学教員等)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

注1：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

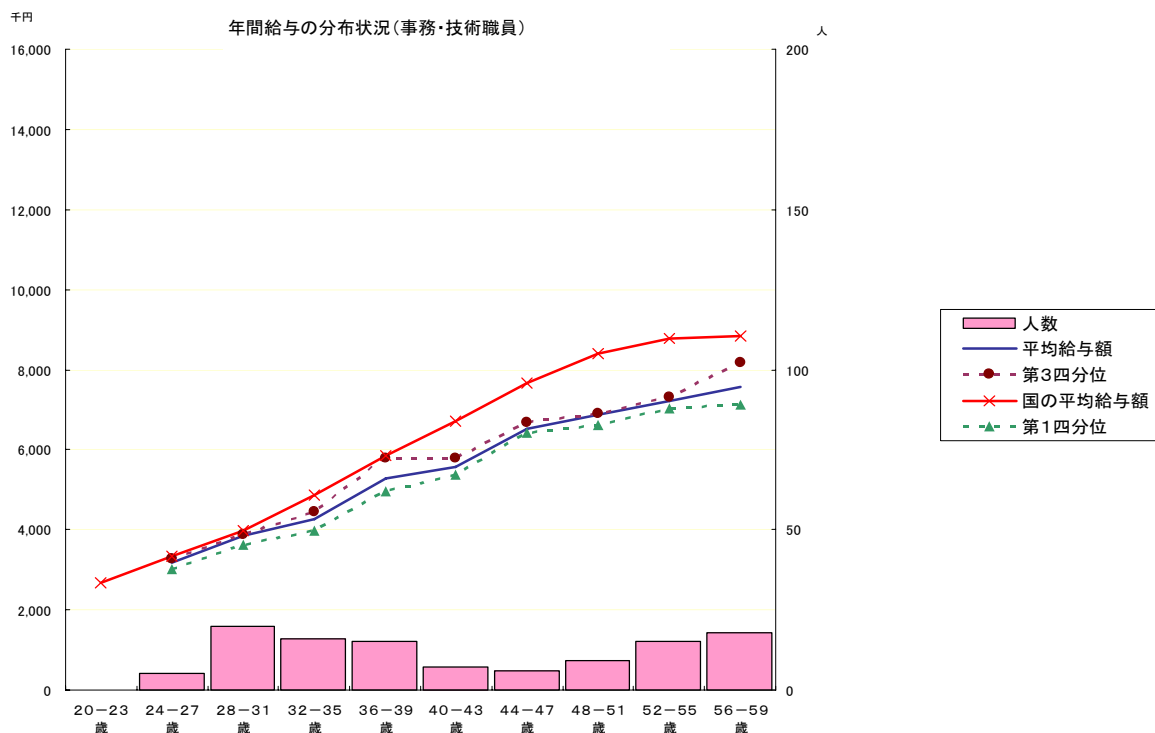
注2：常勤職員のその他医療職種（医療技術職員・看護師）、任期付職員の教育職種（大学教員等・外国人教師）及び非常勤職員（事務・技術）については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3：「教育職種（附属高校教員）」とは、附属養護学校教員を示す。

注4：「その他医療職種（医療技術職員）」とは、附属学校に勤務する栄養士を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員等))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

(事務・技術職員)



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ ^o	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第3分位	第1分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
・課長	9	56.3	8,184	8,409	8,941		
・課長補佐	13	56.7	7,141	7,206	7,398		
・係長	41	47.3	5,782	6,312	6,914		
・主任	11	37.3	4,478	4,971	5,238		
・係員	37	30.7	3,603	3,832	4,144		

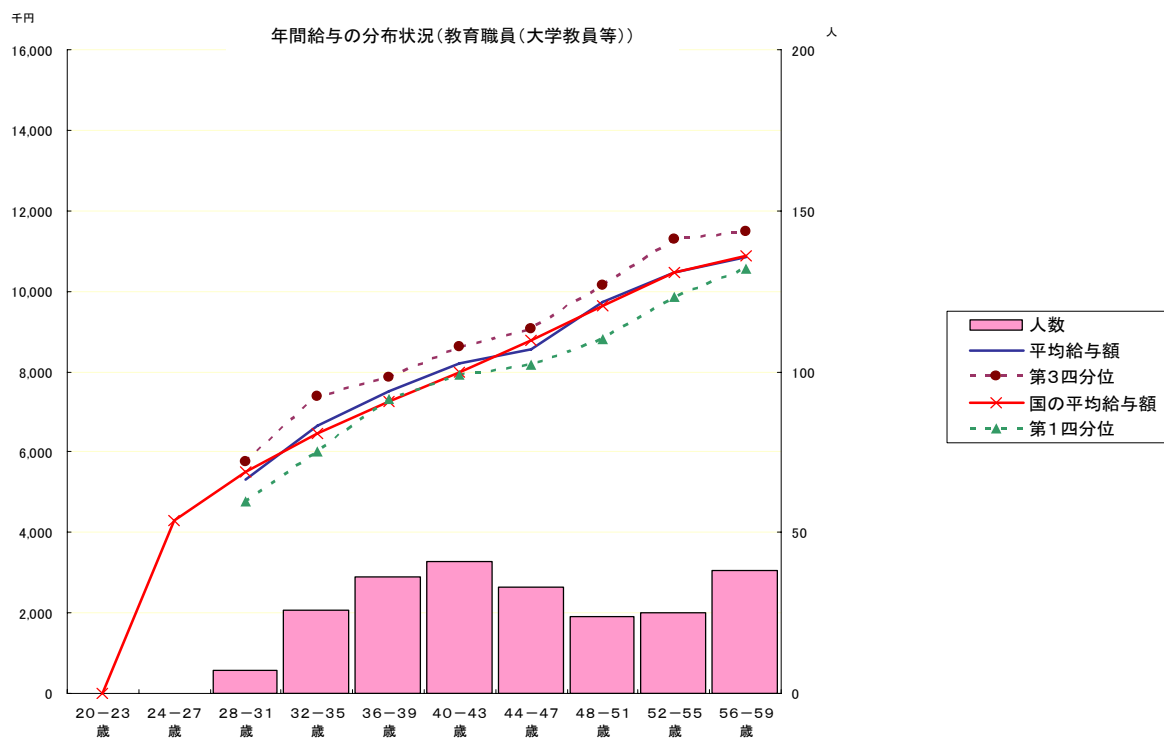
注1：本法人には「本部課長」と「地方課長」の区分がないため、原則として「本部課長」を掲げるところ、「課長」と記載した。なお、「課長」には、課長相当職である「事務長」を含む。

注2：「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」及び「専門員」を含む。

注3：「係長」には、係長相当職である「専門職員」を含む。

注4：本法人には「本部係員」と「地方係員」の区分がないため、原則として「本部係員」を掲げるところ、「係員」と記載した。

(教育職員(大学教員等))



(教育職員(大学教員等))

分布状況を示すグループ°	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第3分位	第1分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
・教授	124	55.4	9,895	10,554	11,222		
・助教授	107	42.2	7,685	8,077	8,503		
・講師	12	36.9	6,014	6,705	7,394		
・助手	17	34.5	5,598	5,911	6,302		

③ 職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)
(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	
標準的な職位		係員	係員	係員 主任	主任 係長	係長	
人員 (割合)	111	0 ()%	7 (6.3 %)	37 (33.3 %)	21 (18.9 %)	16 (14.4 %)	
年齢(最高 ～最低)			30 24	41 27	57 36	59 46	
所定内給 与年額(最高 ～最低)			2,678 2,151	3,920 2,436	4,549 3,580	5,198 4,492	
年間給与 額(最高～ 最低)			3,552 2,941	5,238 3,349	6,340 4,910	7,110 6,215	
区分	計	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位		係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長	部長	局長	局長
人員 (割合)		18 (16.2 %)	8 (7.2 %)	4 (3.6 %)	0 ()%	0 ()%	0 ()%
年齢(最高 ～最低)		59 53	58 51	58 53			
所定内給 与年額(最高 ～最低)		5,302 4,929	6,409 5,066	6,750 6,373			
年間給与 額(最高～ 最低)		7,406 6,914	8,509 7,110	9,158 8,789			

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	264	4 (1.5 %)	17 (6.4 %)	12 (4.5 %)	107 (40.5 %)	124 (47.0 %)
年齢(最高 ～最低)		45 31	40 29	62 30	59 32	64 41
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,145 2,781	4,794 3,584	5,535 3,862	6,760 4,366	9,199 5,661
年間給与 額(最高～ 最低)		5,662 3,803	6,547 4,781	7,719 5,429	9,457 6,168	12,935 7,922

④ 賞与(平成16年度)における査定部分の比率
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.5	% 69.4	% 68.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.5	% 30.6	% 32.0
	最高～最低	% 35.7～32.2	% 32.8～29.8	% 32.8～31.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 69.5	% 68.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 30.5	% 32.0
	最高～最低	% 36.4～30.7	% 33.3～27.9	% 33.3～29.2

(教育職員(大学教員等))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 69.1	% 67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 30.9	% 32.2
	最高～最低	% 36.4～32.3	% 32.9～29.6	% 34.4～30.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 66.3	% 69.5	% 68.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 33.7	% 30.5	% 32.0
	最高～最低	% 36.4～31.6	% 33.3～29.0	% 34.8～30.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	86.7
対他の国立大学法人等	99.1

(教育職員(大学教員等))

対国家公務員(旧教育職(一))	100.8
対他の国立大学法人等	99.4

注:「対他の国立大学法人等」は、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成16年度)	前年度 (平成15年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,514,576	千円 4,332,639	千円 (%) 181,937 (4.20)	千円 (%) - (-)
人件費 ((A)+退職手当繰入+ 法定福利厚生費)	千円 5,037,083	千円 4,753,157	千円 (%) 283,926 (5.97)	千円 (%) - (-)
最広義人件費	千円 5,239,422	千円 4,988,263	千円 (%) 251,159 (5.03)	千円 (%) - (-)

注：「前年度（平成15年度）」の数値には法人化により必要となった雇用保険の事業主負担分及び労働者災害補償保険分は含まれていない。

IV 報酬・給与の考え方、改定について

1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無			
役員(常勤)	無			
役員(非常勤)	無			
職 員	無			

2 役員報酬

① 平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人和歌山大学役員給与規程により、給与については、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、その職務実績に応じて、100分の10の範囲内で、増額又は減額することができる。

② 役員報酬水準の改定内容

法人の長	{	改定なし	}
理事	{	改定なし	}
理事(非常勤)	{	該当者なし	}
監事	{	改定なし	}
監事(非常勤)	{	改定なし	}

3 職員給与

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・効率化等を図り、かつ教職員のインセンティブを消失せしめないような人事政策（給与制度）を検討している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

当法人の運営活動に必要な経費がその大部分について、国からの運営費交付金及び授業料に委ねられていることから、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、特別昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定にあたっては、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6か月以内の期間における、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
俸給月額(昇給)	勤務評定の結果等を踏まえ、一定期間を良好な成績で勤務したときに、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
俸給月額(特別昇給)	勤務評定の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号俸に昇給させることができる。
俸給月額(昇格)	勤務成績が良好で、かつ昇給基準に達している場合、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

改正なし

V 法人が必要と認める事項

学長及び理事の賞与について、人件費抑制のため20%の範囲内で減額し、支給した。